

○長崎県市町村職員共済組合職員の身分証明書交付規程

〔 昭 和 3 9 年 3 月 9 日 〕  
規 程 第 1 4 号

第1条 長崎県市町村職員共済組合職員（以下「職員」という。）に対してその身分を明らかにし、公務の適正な執行を図るためこの規程の定めるところにより身分証明書（様式第1号）を交付する。

第2条 証明書は、正規に採用された職員に対してのみ交付し臨時職員には交付しないものとする。

第3条 身分証明書の有効期間は2年とする。ただし、更新後採用又は紛失等により交付又は再交付された場合の有効期間は所定の期間までとする。

第4条 新たに身分証明書の交付を受けるとき又は更新を受けるときは、身分証明書交付（更新）申請書（様式第2号）に写真（縦5センチ、横3.5センチ脱帽上半身のものとする。）を添付し事務局長を経て理事長に提出するものとする。

第5条 身分証明書は慎重に取扱い他人に貸与したり譲渡してはならない。

2 身分証明書を紛失、焼失、若しくは盗難にあったとき、又はき損あるいは汚損によりその用にたたなくなったときは、身分証明書再交付申請書（様式第3号）に写真を添付し事務局長を経て理事長に提出するものとする。

第6条 身分証明書の記載事項に異勤があったときは、当該身分証明書を理事長に提出し、その訂正を受けなければならない。

第7条 職員が退職、死亡等により離職したときは、直ちに当該身分証明書を事務局長に返納しなければならない。

附 則

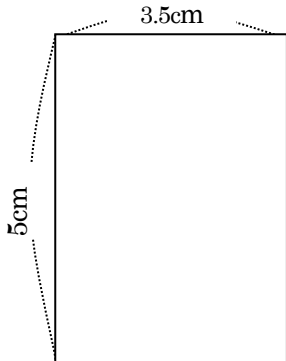
この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

様式第1号

表

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は常時携帯し、身分を明らかにする必要があるときは提示しなければならない。</li> <li>2 本証は他人に貸与したり譲渡したりしてはならない。</li> <li>3 本証の記載事項に異動があったときは、すみやかに届出て訂正を受けなければならない。</li> <li>4 本証を紛失したり盗難にあったときはすみやかに届出て再交付を受けなければならない。</li> <li>5 退職又は死亡等により離職したときは、すみやかに返納しなければならない。</li> </ol>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>長 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合</p>
--	---

裏

<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">有効期限 昭和 年 月 日迄</p>	<p>身分証明書 NO. _____</p> <p>下記の者は本組合の職員であることを証明する。</p> <p>所 属 長崎県市町村職員共済組合</p> <p>職 名 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">明 大 年 月 日生 昭</p> <p>現住所 昭和 年 月 日</p> <p>長崎市興善町6番24号 長崎県市町村職員共済組合 理事長 (印)</p>
--	--

様式第2号

身分証明書	交付申請書
更新	
現住所	
職名	
氏名	
	明大昭
	年 月 日生
昭和 年 月 日附	ましたので身分証明書（写真添付）の
交付（更新）を申請いたします。	
昭和 年 月 日	
	氏名 ⑩
長崎縣市町村職員共済組合理事長	殿

様式第3号

身分証明書再交付申請書	
現住所	
職名	
氏名	
	明大昭
	年 月 日生
身分証明書（交付NO. ）を（理由を詳細に記入する）紛失（盗難、き損、汚損）い	
たしましたので再交付方申請いたします。	
昭和 年 月 日	
	氏名 ⑩
長崎縣市町村職員共済組合理事長	殿